

令和7年 富士見町 条例

第 18 号

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月17日

富士見町長

名取重治

富士見町条例第18号

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例(昭和34年富士見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。